平成２６年（フ）第２９５号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸２丁目７－６－103
債務者　小澤　延好
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２８２号
横浜市西区藤棚町２丁目212番地25　ピュアハウス藤棚三番館205号
債務者　河島　　孝
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３４１号
神奈川県藤沢市石川４丁目37番地の１　湘南ドミール21－201
債務者　岩井　利夫
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３４４号
横浜市保土ケ谷区仏向町1023番地３　フォレストB102
債務者　石止　啓太
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１１３号
東京都町田市相原町3190番地都営武蔵岡12－105
債務者　大久保明美
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６４９号
岡山市北区辛川市場305番地１　A202、旧住所岡山市北区尾上1141番地一宮宿舎２－410
債務者　松田　　京
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１２号
釧路市新川町17番4806号
債務者　佐々木豊勝
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第２２１号
釧路市緑ケ岡３丁目１番428号
債務者　岩館　利子（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第９３号
長野県佐久市八幡469－７、住民票上の住所長野県小諸市大字森山1020番地10　森山ハイツ１号棟１号室
債務者　柳澤　千鶴（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第２３４号
神奈川県川崎市多摩区登戸195　ミルクリークＮ２－１Ａ
債務者　堤　　清章
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５４号
東京都江東区新砂３丁目９－12
債務者　鈴木　泰史
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９２号
東京都小平市小川町２丁目2048－２－202
債務者　村上　則雄
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３６号
東京都東大和市蔵敷２丁目355番地の９
債務者　儀保　真実（旧姓仲川・小川）
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６８２号
静岡県焼津市石津中町22番地の７、旧住所静岡県焼津市本町２丁目12番８－802号　ヴィラマリソール焼津
債務者　望月　大乃
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０３号
沖縄県中頭郡北谷町字吉原177番地　県営北谷団地３号棟302
債務者　宮野千代子
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部